

森林管理プロジェクトのポジティブリスト・方法論等の検討について

1. 森林吸収 J-VER 認証基準の検討に係る背景及び検討経過

現在、国内では間伐等の森林管理による森林の CO2 吸収量の増加を認証する森林吸収 VER への関心が高まっており、地方自治体においては既にこのような取組が進んでいる。

今後、このような森林吸収 VER を用いたカーボン・オフセットの取組が広まることにより、地球温暖化対策としての森林整備・保全の一層の推進が図られるほか、資金環流によって国内林業・林産業が活性化することも期待できる。昨年 9 月に発表された環境副大臣吉野正芳イニシアティブにも、森林吸収 VER を活用したカーボン・オフセットの推進とともに森林吸収 VER 認証基準の早急な策定について盛り込まれたところである。

そこで、環境省では林野庁と連携して、森林管理プロジェクトをオフセット・クレジット (J-VER) 制度の対象と位置付けるべく、「カーボン・オフセットに用いられる VER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」(以下、「VER 検討会」という。)の下に専門家で構成される森林吸収ワーキンググループ(委員の構成は下記のとおり)を設置し、森林吸収 J-VER の認証基準について検討を行った。

(森林吸収 J-VER 認証基準の検討の経過)

- 2008 年 10 月 31 日 (金) 第 1 回ワーキンググループ
- 2008 年 11 月 25 日 (火) 第 2 回ワーキンググループ
- 2008 年 12 月 25 日 (木) 第 3 回ワーキンググループ
- 2009 年 1 月 13 日 (火) 第 7 回 VER 検討会
- 2009 年 1 月 16 日 (金) ~30 日 (金) パブリックコメント
- 2009 年 3 月 3 日 (火) 第 4 回ワーキンググループ

(検討委員名簿 (敬称略、五十音順))

- 天野 正博 早稲田大学大学院 人間科学研究科 教授
- 岡 成一 株式会社JACO CDM 審査部
- 小林 紀之 日本大学大学院 法務研究科 教授
- 速水 亨 速水林業 代表
- 日比 保史 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表
- 松本 光朗 森林総合研究所 温暖化対応推進拠点温暖化対応推進室長

2. 事務局による推奨事項

(1) オフセット・クレジット（J-VER）実施規則について

持続性の確保のためのルールとして、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（以下「実施規則」という。）について下記のとおり所要の修正を行う（参考資料 2-1）とともに、「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 別紙」（資料 3-7）を採択する。

また、これらの実施規則に規定する措置を実行するための約款作成を事務局に委任する。

（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 修正箇所抜粋）

① 吸収プロジェクトに係る特別措置

- ・ 吸収プロジェクトについては、吸収量の持続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量を気候変動対策認証センターにおける「バッファ管理口座」に確保し、自然撈乱や土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当するクレジットを「無効化口座」に移転するほか、人為的な吸収量の消失や持続性の確保放棄に対する所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。

(2) ポジティブリスト・方法論について

森林管理プロジェクト（間伐促進型プロジェクト、持続可能な森林経営促進型プロジェクト、植林プロジェクト）のポジティブリスト・方法論（資料 3-2～3-4）を採択する。

また、ポジティブリストについて、以下のとおり修正を行う（参考資料 3）。

（ポジティブリスト 修正箇所抜粋）

No.	区分	プロジェクト
0001	エネルギー分野	化石燃料から未利用林地残材へのボイラー燃料代替
0002-1	吸収源	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）
0002-2	吸収源	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）
0003	吸収源	植林活動による CO2 吸収量の増大

(3) モニタリング方法ガイドラインについて

モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）（資料 3-5）を採択する。

(4) 森林管理プロジェクトの申請受付について

吸収プロジェクト用の申請書（資料 3-6）を採択すること及び森林管理プロジェクト用の手数料として「J-VER 制度における暫定手数料（案）」（資料 3-8）を適用することを承認するとともに、申請受付の準備ができ次第、申請受付を開始することを事務局に委任する。

(5) その他必要な措置について

オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング報告書の検証のためのガイドラインについて、森林管理プロジェクト用に修正を行う必要がある事項を検討する等、(1) から (4) に掲げる事項のほかに必要な作業を行うよう事務局に指示する。